

現状分析・課題

本資料は、次期基本計画の策定に向けて、「現計画の進捗状況」「上位計画・関連計画の策定状況」「世界・国・県等の動向」を把握整理し、「環境分野別の現状と課題」を整理したものです。

目 次

	(頁)
1 現計画の進捗状況の点検結果 -----	1
(1) 現計画に基づく指標の進捗状況 -----	1
(2) 現計画に基づく施策の実施状況 -----	3
2 現計画策定後における上位計画・関連計画の策定状況 -----	5
(1) 上位計画との整合 -----	6
(2) 関連計画との連携 -----	7
3 世界・国・県等の動向 -----	8
(1) 地球温暖化防止・気候変動対策の進展 -----	9
(2) 生物多様性保全への取組の進展 -----	10
(3) 環境教育・環境学習の重要性の高まり -----	10
(4) 循環型社会形成に向けた取組の進展 -----	11
(5) 国における「今後の環境政策の方向性」についての検討 -----	12
(6) 国連の持続可能な開発目標 -----	14
4 環境分野別の現状と課題 -----	15
(1) 大気環境 -----	15
(2) 水環境（水資源を含む） -----	16
(3) 生活環境（騒音、悪臭、化学物質） -----	17
(4) 自然環境 -----	18
(5) 身近な自然 -----	19
(6) 自然の公益的機能 -----	20
(7) 歴史的・文化的環境 -----	21
(8) 廃棄物 -----	22
(9) エネルギー（地球環境問題〔地球温暖化対策〕を含む） -----	23
(10) 環境保全活動 -----	24
(11) 環境配慮対策 -----	25
(12) 環境教育・環境学習 -----	26

1 現計画の進捗状況の点検結果

秋田市環境基本計画（平成24年3月）（以下、「現計画」といいます。）では、「計画編第1部 環境施策の方向」において、環境目標として数値目標を設定しています。

これまで、秋田市では、現計画の進捗状況については、毎年度、前年度における数値目標の達成状況及び主な取組の実施状況について点検を行い、「環境基本計画年次報告書」に取りまとめて公表してきました。

ここでは、現計画に基づく「指標の進捗状況」と「施策の実施状況」の点検結果を総括しました。

(1) 現計画に基づく指標の進捗状況

現時点における現計画の数値目標の進捗状況として、平成27年度末の指標値がどの程度、数値目標に近づいたかを現す「目標達成率」を百分率（%）で整理しました。

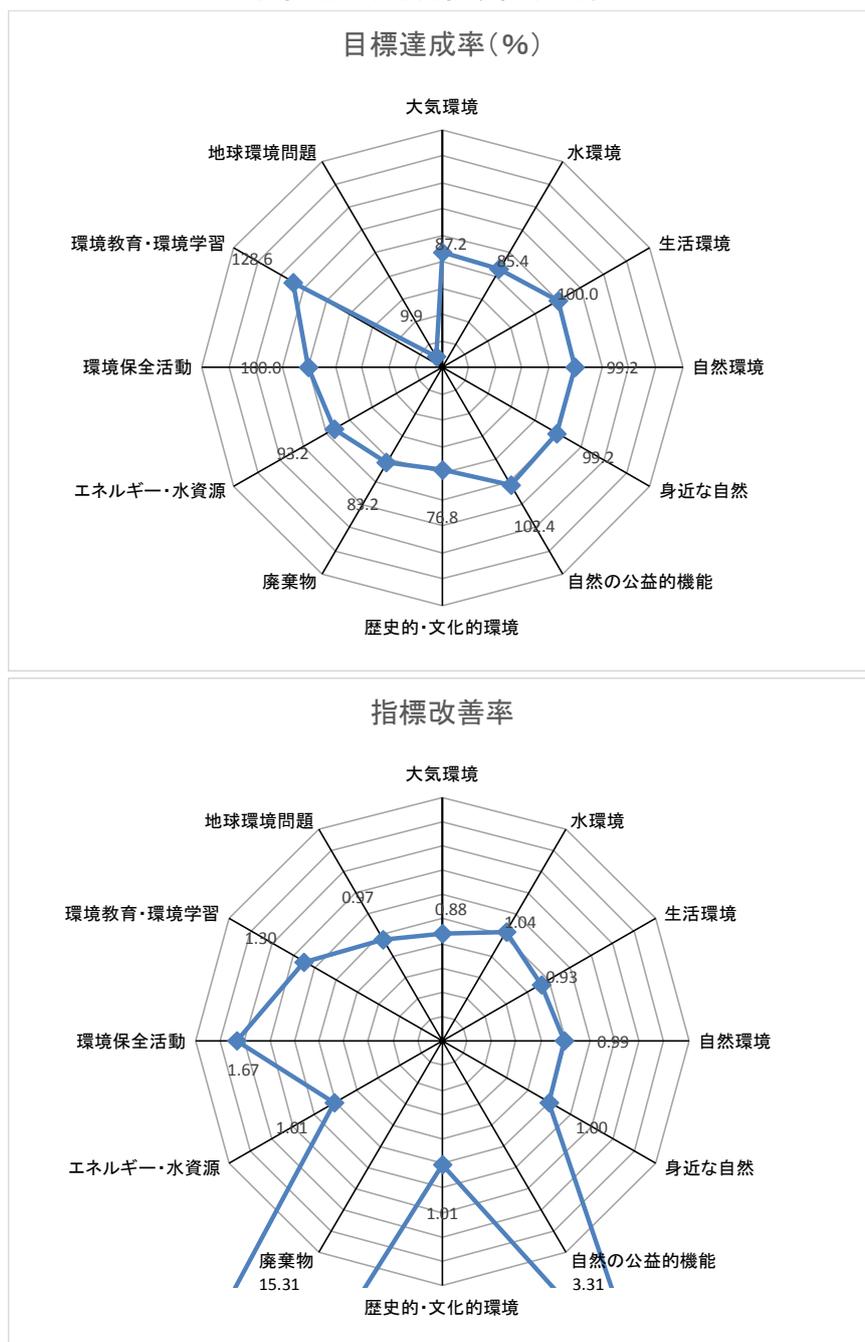
ただし、目標値には達成していないものの取り組んだ成果が生まれつつある指標もあったことから、現計画策定当時の現況値（平成22年度を基本）から指標値がどの程度改善したかを示す「指標改善率」（現況値を1とした場合の変化率）を併せて整理しました。

節別の「目標達成率」及び「指標改善率」は、次表に示すとおりです。

●目標値達成状況（節別の平成27年度末の実績値による評価）

基本目標	節	目標達成率(%)	指標改善率
1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります	第1節 大気環境	87.2	0.88
	第2節 水環境	85.4	1.04
	第3節 生活環境	100.0	0.93
2 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます	第1節 自然環境	99.2	0.99
	第2節 身近な自然	99.2	1.00
	第3節 自然の公益的機能	102.4	3.31
	第4節 歴史的・文化的環境	76.8	1.01
3 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします	第1節 廃棄物	83.2	15.31
	第2節 エネルギー・水資源	93.2	1.01
4 世代や地域を越えてともに語り、環(わ)となって取り組みます	第1節 環境保全活動	100.0	1.67
5 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します	第1節 環境教育・環境学習	128.6	1.30
	第2節 地球環境問題	9.9	0.97

●目標達成率と指標改善率（節別）



節別の目標達成率の平均を見ると、ほぼ目標を達成した柱（目標達成率 80%以上）は全 12 節のうち 10 節でした。現計画に基づく施策推進による一定の成果が認められます。

目標達成率が低かった 2 節については、「歴史的文化的環境」（目標達成率 76.8%）の「市の歴史的、文化的施設への入場者数」によって、「地球環境問題」（目標達成率 9.9%）の「市域の温室効果ガス排出量の削減率（平成 2 年度比）」の指標値の改善が進まなかったことによって、達成度が低い結果となりました。目標値の再設定や効果的な事業の実施を検討することが必要です。

<個別の指標の傾向>

① 目標値の達成度が低い指標（目標達成率80%以下）：6指標

次の各指標は、次期計画の策定にあたり、目標値の再設定や効果的な事業の実施を検討することが必要です。

- 公用車の低公害車導入率（59.2%）
- 水環境に係る事故件数（26.7%）
- 海辺の保全のためのボランティア清掃に係る支援件数（51.1%）
- 市の歴史的、文化的施設への入場者数（76.8%）
- 最終処分場への埋立量（57.7%）
- 市域の温室効果ガス排出量の削減率（平成2年度比）（-190.0%）

② 数値の継続的な把握が難しい指標値：2指標

次の各指標は、次期計画の策定にあたり、指標の再設定を検討することが必要です。

- 土壌に係る環境基準の達成率（土壌の重金属）
- バイオエタノールの製造・原料としてのもみがらの利用

(2) 現計画に基づく施策の実施状況

現計画では、「計画編第1部 環境施策の方向」において、5つの基本目標に沿って、12の節を設定し、各節に環境目標の達成に向けた36の「施策の方向」、さらに181の「施策の方針」を設定しています。

本市では、全ての「施策の方針」について取組（事業）を実施しています。

●現計画の施策体系

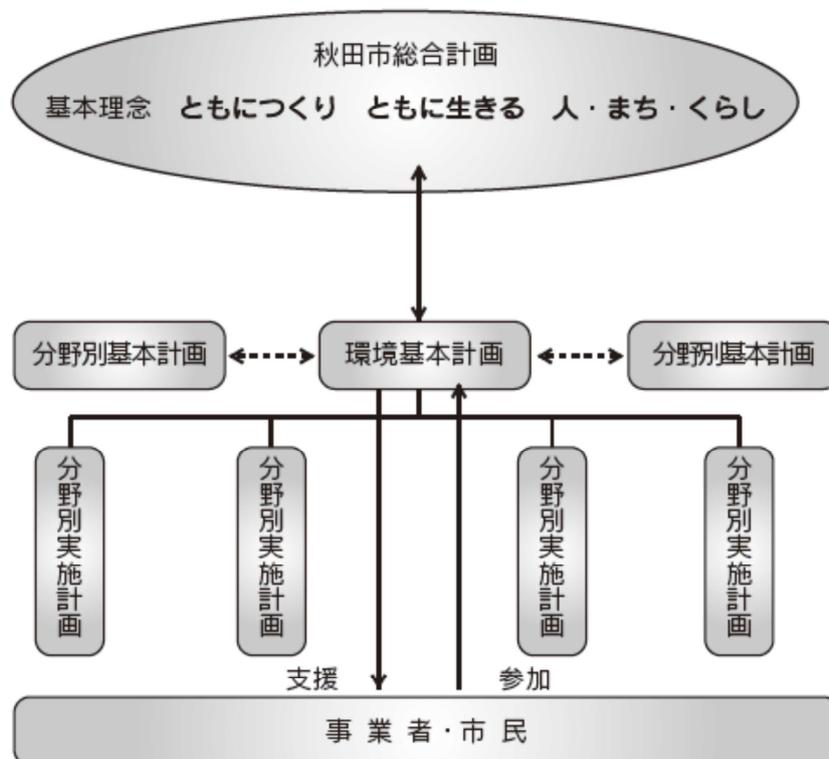
環境像	基本目標	節	施策の方向	施策方針の数
人にも地球にもやさしいあきた	1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります	1-1 大気環境	(1)大気環境の監視体制の整備等	4
			(2)工場・事業場対策の充実等	4
			(3)自動車排出ガス対策の充実等	10
		1-2 水環境	(1)水環境の監視体制の整備等	2
			(2)工場・事業場対策の充実等	7
			(3)生活排水対策の充実等	5
		1-3 生活環境	(1)生活環境の監視体制の整備等	3
			(2)工場・事業場対策の充実等	6
			(3)生活環境の保全対策の充実等	3
	2 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます	2-1 自然環境	(1)多様で貴重な自然の保全	6
			(2)自然とのふれあいの場の創出	3
		2-2 身近な自然	(1)まちの中の緑の保全と創出	8
			(2)親しみやすい水辺の保全と創出	3
			(3)雪と向き合うまちづくりの実践	11
		2-3 自然の公益的機能	(1)森林の公益的機能の保全と活用	4
			(2)農地の公益的機能の保全と活用	5
			(3)海の公益的機能の保全と活用	4
		2-4 歴史的・文化的環境	(1)歴史的・文化的遺産の継承と活用	3
			(2)歴史的・文化的環境を活かした活動の支援	3
	3 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします	3-1 廃棄物	(1)廃棄物等の発生抑制	4
			(2)循環資源の再使用・再生利用	8
			(3)廃棄物の適正処理	7
		3-2 エネルギー・水資源	(1)省エネルギーの推進	4
			(2)新エネルギー利用の促進	6
			(3)水資源の保全と有効利用	5
	4 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)となって取り組みます	4-1 環境保全活動	(1)市民の環境保全活動の促進	4
			(2)事業者の環境保全活動の促進	4
(3)市、事業者、市民の連携の推進			5	
4-2 環境配慮対策		(1)環境情報の整備と共有化	3	
		(2)環境配慮に係るしくみの整備	4	
		(3)環境に配慮したまちづくりの実践	3	
5 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します	5-1 環境教育・環境学習	(1)環境情報の収集と提供	4	
		(2)環境学習プログラムの整備と機会の充実	8	
		(3)人材の活用と連携の促進	3	
	5-2 地球環境問題	(1)地球環境保全対策	6	
		(2)地球温暖化の防止	9	

2 現計画策定後における上位計画・関連計画の策定状況

次期環境基本計画の策定にあたっては、現計画策定以降に策定された上位計画及び関連計画との整合・連携を踏まえていく必要があります。

このため、環境基本計画の上位計画となる「第13次秋田市総合計画」、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連計画となる、「秋田市地球温暖化対策実行計画」、「秋田市一般廃棄物処理基本計画」、「第6次秋田市総合都市計画」について、基本的な方針や主要な取組の方向などを整理しました。

●現計画に記載している環境基本計画の位置づけ



(1) 上位計画との整合

次期環境基本計画の策定にあたり、望ましい環境像や基本目標、施策体系の設定において考慮すべき事項として、第13次秋田市総合計画の「取組の方向性」などを抽出した結果は、次に示すとおりです。

◆ 第13次秋田市総合計画（基本構想）（平成28年3月）

- 利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成
- 環境関連技術や環境付加価値を活用した産業の振興による経済の活性化
- 豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、地域の特性をいかした「新たな秋田らしさ」の創造
- 多くの市民がともに学び、生涯にわたって学ぶ楽しさを実感するとともに、学んだ成果による地域社会全体の活性化
- 子どもたちの発達の段階に応じて、「自立と共生」の力をバランスよくはぐくむ教育の充実

◆ 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）

- 自然との関わりや資源の循環を基本とした様々な環境関連施策を展開し、環境対策と経済活動の好循環、地域の活性化に結びつける
- 引き続き、本市の特性を踏まえた多核集約型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進める。
- 国が掲げる温室効果ガスの排出抑制目標の達成などに向け、市民や事業者とともに様々な取組を進める。

(2) 関連計画との連携

次期環境基本計画の策定にあたり、環境保全施策の設定において考慮すべき事項として、各関連計画の「取組の方向性」などを抽出した結果は、次に示すとおりです。

◆ 秋田市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年 3 月）

- フードマイレージ等の低減（地産地消（地食）の促進）
- 市民参加型再生可能エネルギー共同利用の検討
- 再生可能エネルギーへの理解の増進
- 環境関連企業の誘致および起業支援
- 環境関連事業施設・設備の整備促進
- 産・学・官相互の連携促進

◆ 秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月）

- ごみになりにくい環境に配慮した商品の普及など、廃棄型から循環型へライフスタイルの変革を進めていく。
- ごみ処理施設における資源化や廃棄物発電の高度利用、地球温暖化防止に配慮したエネルギー資源の有効活用を推進

◆ 第 6 次秋田市総合都市計画（平成 23 年 3 月）

- 拠点地域を核とした集約型都市構造の形成
- 太陽光発電をはじめとする環境共生型の建物づくり
- 自然環境を活かした景観づくりによる魅力の向上
- 低炭素社会の実現に向けた交通環境の整備（鉄道交通の利便性の向上）
- 雄物川、岩見川、太平川、旭川、猿田川、草生津川などの河川、樹林地を活かした水と緑の拠点づくり、これらを有機的に結びつける「水と緑のネットワーク」の形成
- 河川改修等においては周辺自然環境に配慮した、多自然川づくりの促進
- 台風やゲリラ豪雨などによる土砂崩壊や浸水などの自然災害の抑制に向けて、保水機能を有する森林や農地、その他防災に関連する規制区域等の緑の保全・創出

3 世界・国・県等の動向

現計画が策定された前後からの社会情勢の変化をとらえるため、国や秋田県などの動向を整理しました。

●環境をめぐる国と秋田県の動き

国	県
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動・環境教育推進法制定 (平成15年7月) ・文化的景観を位置づける「文化財保護法」改正 (平成16年5月) ・景観法制定 (平成16年6月) ・外来生物法制定 (平成16年6月) ・「京都議定書」の発効 (平成17年2月) ・第3次環境基本計画策定 (平成18年4月) ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定 (平成20年3月) ・生物多様性基本法制定 (平成20年6月) ・低炭素社会づくり行動計画策定 (平成20年7月) ・生物多様性国家戦略2010策定 (平成22年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物税」、「環境保全協力金制度」の導入 (平成16年1月) ・水と緑の基本計画策定 (平成16年3月) ・リサイクル製品認定制度の導入 (平成16年4月) ・第2次廃棄物処理計画策定 (平成18年4月) ・地球温暖化対策地域推進計画改定 (平成19年3月) ・秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成19年3月) ・第10次鳥獣保護事業計画策定 (平成19年3月) ・第2次「ニホンカモシカ」、「ツキノワグマ」、 「ニホンザル」保護管理計画策定 (平成19年3月) ・八郎湖湖沼水質保全計画(第1期)策定 (平成20年3月) ・水と緑の森づくり税の導入 (平成20年4月) ・省エネルギービジョン策定 (平成22年2月) ・ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成22年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等促進法改正 (平成23年3月) ・環境影響評価法改正 (平成23年4月) ・第4次環境基本計画策定 (平成24年4月) ・生物多様性国家戦略2012-2020策定 (平成24年9月) ・第3次循環型社会形成推進基本計画策定 (平成25年5月) ・フロン排出抑制法改正 (平成25年6月) ・水循環基本法制定 (平成26年4月) ・鳥獣保護管理法改正 (平成26年5月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP 21)での「パリ協定」採択 (平成27年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県地球温暖化対策推進条例制定 (平成23年3月) ・秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (平成23年4月) ・第2次秋田県環境基本計画策定 (平成23年6月) ・第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成23年6月) ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)策定 (平成26年3月) ・秋田県環境教育等に関する行動計画策定 (平成26年3月) ・第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成26年3月)

資料：第2次秋田県環境基本計画(改定版)(平成28年3月、秋田県)

(1) 地球温暖化防止・気候変動対策の進展

<世界・国の取組>

- ・平成 26 (2014) 年 11 月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次統合報告書」では、世界の平均気温は 1880 年から 2012 年の間に 0.85℃上昇し、今世紀末には気温が最大 4.8℃上昇すると予測しています。
- ・平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書に代わる平成 32 (2020) 年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分に低く抑え、さらに 1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標 (2 度目標) を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。
- ・国においては、2015 年 12 月の COP21 でのパリ協定の採択を受けて、日本の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保を目指す「日本の約束草案」(国内の排出削減・吸収量の確保により、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 26.0%減) の着実な実行を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正したうえで、「地球温暖化対策計画」を 2016 (平成 28) 年 5 月に策定しました。
- ・また、パリ協定にも盛り込まれた適応策への対応については、平成 27 年 11 月に策定された「気候変動の影響への適応計画」により対応が図られることとなりました。
- ・なお、「地球温暖化対策計画」の考え方には、「パリ協定への対応」のほか、「環境・経済・社会の統合的向上」が位置づけられている (国の第四次環境基本計画にも盛り込まれている)。

<秋田県の取組>

- ・秋田県では、地球温暖化の防止について、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」(平成 23 年 3 月) に基づき、地球温暖化対策を推進しています。
- ・平成 23 (2011) 年 3 月に「秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標として「2020 (平成 32) 年度に温室効果ガス排出量を 11%削減 (1990 年度比)」を設定しています。
- ・平成 28 (2016) 年 3 月に、「第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略」を策定しました。この戦略では、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故等を踏まえた国のエネルギー政策の見直しを受けて、国のエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギー導入拡大を県内における関連産業の振興及び雇用創出につなげるための取組を一層強化していくことを目的としています。戦略に掲げている「再生可能エネルギーの導入目標」は、平成 27 (2015) 年度末の導入量に対し、平成 32 (2020) 年度末には約 1.6 倍、平成 37 (2025) 年度末には約 1.9 倍にすることを目指しています。

(2) 生物多様性保全への取組の進展

<世界・国の取組>

- ・国は、平成 22 (2010) 年 3 月に、生物多様性基本法に基づき「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定しました。
- ・平成 22 (2010) 年 10 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が愛知県名古屋市で開催され、平成 32 (2020) 年までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」を含む「名古屋議定書」が採択されたことを受け、平成 24 (2012) 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しました。

<秋田県の取組>

- ・秋田県では、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した秋田県環境基本計画において、重点プロジェクトの一つに「生物多様性の確保」を掲げています。
- ・この重点プロジェクトでは、「秋田県生物多様性保全構想」を改定し、これを生物多様性基本法の「生物多様性地域戦略」として位置づけるとともに、情報の整備・提供、調査・研究・支援体制の整備等を行い、施策を推進することとしています。

(3) 環境教育・環境学習の重要性の高まり

<世界・国の取組>

- ・E S D (Education for Sustainable Development) は、「持続可能な開発のための教育」と訳されています。世界では環境問題をはじめ、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。E S Dとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

- ・平成 14 (2002) 年のヨハネスブルグ・サミットでの日本の提案をきっかけに、同年の国連総会で、平成 17 (2005) 年からの 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(以下「国連E S Dの 10 年」という。)とすることが採択されました。E S Dの理念は、国連E S Dの 10 年の終了後は持続可能な開発目標である S D G s ((6)参照)に盛り込まれ、その重要性がますます高まっています。
- ・国においては、平成 15 (2003) 年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布されました。その後同法は、国際的な動向も踏まえて平成 23 (2011) 年 6 月に一部が改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、「環境教育等促進法」といいます。)となりました。



- ・環境教育等促進法では、法の目的に「協働取組の推進」、基本理念・定義規定に、「経済社会との統合的発展等」が追加されました。また、世界の動向も踏まえて、「体験学習に重点を置く取組」から、「幅広い実践的人材づくりと活用」へと、より一層の環境教育の推進を図る内容に発展しています。

<秋田県の取組>

- ・秋田県では、環境教育等促進法に基づき、「秋田県環境教育等に関する行動計画」を平成 26（2014）年 3 月に策定しました。
- ・秋田県環境基本計画においては、行動計画に基づき、「環境学習の機会・場づくり」、「人材の育成・活用」、「教材の整備・活用」、「情報の発信・提供」、「各主体の連携・協働取組の推進」の 5 つの柱に従い、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人の育成を推進するとしています。県内の学校では、E S D の考え方に沿い、各教科等における環境教育に関わる内容の充実、各校の実態に応じた環境保全活動などに取り組んでいます。

(4) 循環型社会形成に向けた取組の進展

- ・国においては、平成 12 年 6 月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、個別物品については「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」を制定し、循環型社会の構築に向けて取り組んでいる。
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）では、東日本大震災の教訓を踏まえた災害廃棄物処理対策や、リサイクルに比べて取組が遅れている 2 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）の取組推進などの方向性を示した。これを受け、各種リサイクル法の見直しが進められており、食品廃棄物や容器包装廃棄物の削減に向けた取組が進められている。

<秋田県の取組>

- ・秋田県では循環型社会の構築に向けて、平成 19 年 3 月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成や廃棄物の 3 R、適正処理に関する各種施策を推進してきた。
- ・平成 23 年 6 月には、「第 2 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「環境と経済が好循環し、次世代にも承継できる循環型社会の構築」を目指して、廃棄物の 3 R、適正処理の推進や、地域の特性を活かした地域循環圏の構築、秋田県の強みである鉱山技術を活用したレアメタル等金属リサイクルの推進などの取組を進めてきた。
- ・計画期間が満了したことから、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、「第 3 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を平成 28 年 3 月に策定した。

(5) 国における「今後の環境政策の方向性」についての検討

- ・国の第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）において、目指すべき「持続可能な社会」の考え方の中に、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「低炭素社会」のほかに、それらを支える基盤として「安全が確保される社会」の実現が提唱されている。
- ・中央環境審議会は、第四次環境基本計画を具体化し、大局的な視点から今後の環境政策を推進していくため、平成26年4月に「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築 ～環境・生命文明社会の創造～」(意見具申)を提案した。
- ・具申では、「地域経済循環の拡大」、「健康で心豊かな暮らし」などの社会的課題に対応していくため、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的あるいは社会全体を巻き込む「統合的アプローチ」を提案し、そのための基本戦略を示している。

●低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチ

問題意識(我が国が直面している諸課題)

- ◆ 枯渇性のエネルギー・資源の大量消費の上に成り立つ社会は、気候変動の進行を引き起こすなど、**自然の物質循環や生態系の均衡を不可逆的に損なってしまうほど拡大し、自然の循環や営みは、開発等による分断や利用形態の変化によるバランスの乱れにより、本来持つ恵みと強さを喪失している。**人間が自然とこの地球に共存する、いわゆる**持続可能な社会を構築するためには、自然の循環の健全性を保つと同時に自然の循環の力を上手に利用することが不可欠である。**
- ◆ **世界に先行して本格的な人口減少・超高齢化社会に突入し、国土計画など各種システムの見直し、「健康寿命の延伸」が課題。**
- ◆ 所得・購買力の低下による**デフレ、化石燃料大量輸入による資金の流出、地域経済の疲弊、農林業の後継者不足等の経済問題**を抱えている。累積1千兆円を超える財政赤字も深刻化し、経済力の陰りとともに国際的なプレゼンスも低下しつつある。
- ◆ 特に東日本大震災を契機に**コミュニティや人と人のつながりの重要性が高まる**とともに、大量生産・大量消費に支えられた物質的豊かさに比べて**健康で心豊かに暮らす質的豊かさが重視されるようになってきている**(「量から質への転換」)。
- ◆ 人々はこれらの時代の状況を踏まえた**「目指すべき社会像」、すなわち豊かな環境という基盤の上で生命と暮らしが調和する、新たな文明論的視点に立った「将来に亘って続いていく真に持続可能な社会」**の具体的な絵姿を求めている。

低炭素・循環・自然共生施策の統合的アプローチの具体化

目標

環境・経済・社会の統合的向上を更に進める観点から、「良好な環境」を基盤として、現下の国民的諸課題を同時解決しつつ、将来にわたって人々が充実した暮らしを享受できる社会(環境・生命文明社会)を目指す。

- ◆ 「**良好な環境**」を基盤として人々の充実した暮らしを実現できるよう、人の健康や生態系に対するリスクを十分に低減しつつ、「流域・地域・街」、「コベネフィット」といった横断的な視点を踏まえ、地域単位の総合的戦略も念頭に置いた**低炭素・循環・自然共生施策の統合的アプローチ**によって、特に**暮らしの視点からの経済・社会施策**を展開する(環境・経済・社会施策の統合)。超高齢化社会への対応、地域活性化等の**現下の国民的諸課題の同時解決**を図り、日本が先駆けて人口減少・超高齢化時代に適応し、人類史に対する貢献を果たす。

基本戦略の例

- | | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <p><地域経済循環の拡大> 地域資源(自然資本、人材、資金等)を活用し地域内環境投資・消費を活性化。自立・分散型エネルギーの導入による化石燃料移入削減・再エネ移入、エコツーリズムの推進等を通じて地域経済循環を拡大。</p> | <p><グリーン経済成長の実現> 巨大市場を有する低炭素化、資源循環、自然再生等に国内に滞留する資金を投資し、環境付加価値に対する消費を喚起するなどして、生活の質の向上と経済成長の同時達成を図る。</p> | <p><健康で心豊かな暮らしの実現> 森・里・川・海の連関や、地域ごとの自然的・文化的特性、都市と農村の連携・交流などを守り育み、かつ、その恵みを受用する健康で心豊かな暮らしの実現を図る。</p> | <p><あるべき未来を支える技術の開発・普及> 枯渇性のエネルギー・資源に依存する社会から、エネルギー・資源の自立・分散・循環型社会に移行するための新たな技術の開発・普及を推進。</p> | <p><環境外交を通じた新たな22世紀型パラダイムの展開> ルールづくりや技術移転を以て地球環境保全に貢献するとともに、環境協力を通して世界における一足飛びの低炭素・循環・自然共生の統合を支援する。</p> |
|---|---|---|--|--|

<健全な国民生活の基盤の確保> 放射性物質、有害化学物質、不法投棄された廃棄物等による環境汚染から国民の健康や生活、生態系を守り、現在及び将来の世代が健全な暮らしを営める基盤を確保する。また、**水俣病問題や除染等の困難な課題が生じた現場への対応にも長年真正面から取り組んできた経験を踏まえ、「良好な環境」を基盤とした人々の充実した暮らしの実現に努力する。**

基本戦略

資料：環境省資料

- ・この具申では、22世紀型を見据えた新たな社会像「人々が充実した暮らしを享受できる『環境・生命文明社会』」を掲げ、そのイメージとして、「地域循環共生圏」を示している。

●22世紀に向けたビジョン「環境・生命文明社会」と社会像「地域循環共生圏」

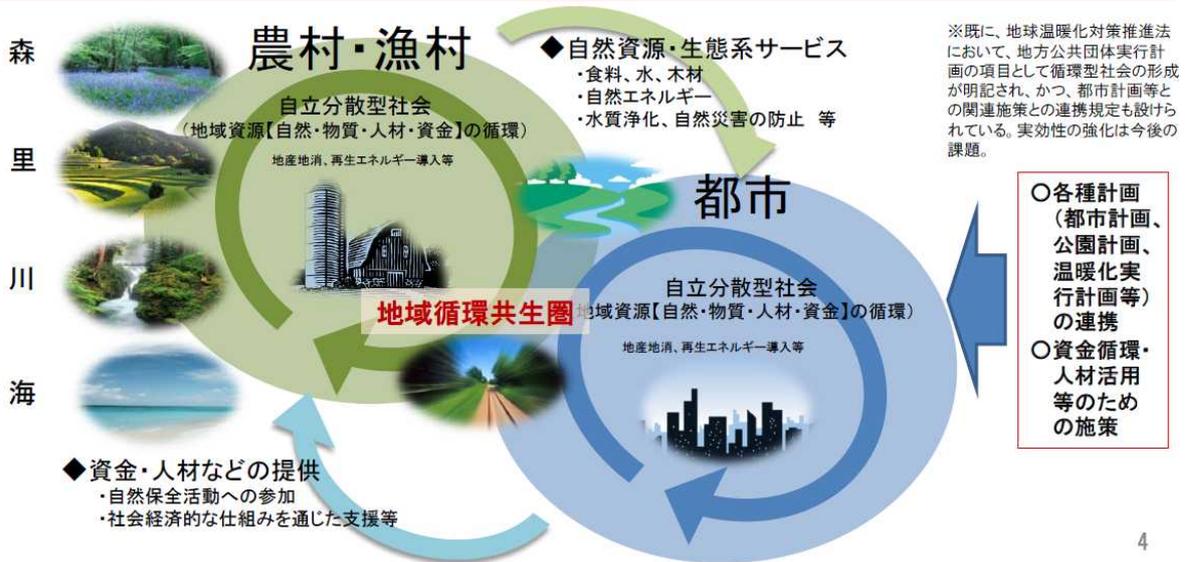
22世紀に向けたビジョンである、人々が充実した暮らしを享受できる「環境・生命文明社会」

- ◆ 地域ごとに多様な自然の循環がもたらす再生可能なエネルギーや資源を基本とする循環型の社会が実現、森林や里山、河川や海といった生態系のネットワークが豊かになり、良好な自然環境が創出されている。自然の循環を乱す環境負荷の低減や生態系の連続性の確保といった「安全」の基盤の上に、低炭素・循環・自然共生が統合的に達成された社会が実現している。
- ◆ 海外からのエネルギー・資源の獲得に充てられていた資金や、金融機関・企業・家計に潤沢に存在する資金が、再生可能エネルギーを中核とした自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築などの国内の環境投資・消費に振り向けられることで、国内・地域内の経済循環が拡大している。
- ◆ 多くの企業や人が自然の繋がりを豊かにする取組に参加することで自然と共生する経済社会が実現し、地域内のコミュニティも強く濃くなる。また、人々は、人も自然の生態系の一部であるという日本人が受け継いできた自然観に立った、健康で心豊かな暮らしを送ることができるようになり、人口減少・超高齢化社会への対応が進んでいる。
- ◆ 世界を先導するビジョン(国際枠組み、社会システム・ライフスタイル等)と我が国の環境技術を展開し、世界のグリーン成長と地球市民の健康で充実した暮らしの実現に貢献している。



参考イメージ 22世紀型の新たな社会像のイメージ(地域循環共生圏)

- 低炭素・循環・自然共生施策が統合的に達成される社会を実現するためには、都市と農村・漁村の各域内において、地域ごとに異なる資源(自然、物質、人材、資金等)が循環する自立分散型社会を形成しつつ、都市と農村・漁村の特性に応じて適切に地域資源を補完し合う仕組みが重要。
- このためには、都市や農村・漁村の各域内やその間でのつながりの強化(自然的つながり(森・里・川・海の連環)や経済的つながり(人、資金等))が必要であり、これを実現するため、「実行計画、公園計画、都市計画等の各種計画の連携」や「資金循環・人材活用」等の各種施策の実行を図る。



資料：環境省資料

(6) 国連の持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals [SDGs])

- ・平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、平成 42 (2030) 年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、世界が持続可能な発展を続けていくための指針となります。
- ・平成 28 (2016) 年 1 月にスタートした SDGs は、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成され、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させることを目指しています。17 の目標のうち、少なくとも 12 が環境関連の目標です。
- ・国においては、平成 28 (2016) 年 5 月には、首相官邸に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が設置され、「SDGs 実施指針」の策定に向けた検討が始まりました。
- ・なお、SDGs は、自治体の環境施策においても指針となるものと位置づけられます。

●持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



出典：国際連合広報センター ホームページ

4 環境分野別の現状と課題

(1) 大気環境

大気環境はおおむね良好な状態を保っていますが、いわゆる光化学スモッグの原因となり、人の健康や農作物などの植物へ影響を及ぼす光化学オキシダントについて監視していくことが必要です。

良好な大気環境を健全な状態で維持し、さわやかな生活環境を確保していくことが大切です。

<環境の現状>

- ・ 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法に基づき大気汚染に係る環境基準が定められています。
- ・ 大気中の二酸化硫黄や二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の濃度は、過去 10 年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。平成 23 年度から監視を実施している微小粒子状物質（PM2.5）についても環境基準を達成しています。
- ・ 光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、注意報の発令基準を下回っています。
- ・ 大気中の有害化学物質については、ベンゼンやダイオキシン類などについて、定期的にモニタリングを実施しており、いずれも環境基準を達成しています。

<市の取組>

- ・ 大気汚染物質の固定発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定の締結に基づく指導を行っています。
- ・ 電子メールを活用し、PM2.5 の注意喚起情報や光化学オキシダントの注意報・警報などの大気環境に関する情報を提供しています。
- ・ アスベスト（石綿）を含む建築材料を用いた建築物等の解体工事、改造・補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、飛散しないよう指導等を行っています。

<今後の課題>

- ・ 環境基準を達成している項目の維持・向上に努めていくとともに、達成していない項目の改善を図ることが課題です。そのために、大気環境の調査を継続するとともに、工場や事業場に対する対策を継続することが必要です。
- ・ また、自動車の移動発生源対策として、環境への負荷の少ない低公害車や次世代自動車への転換を促進するとともに、公共交通機関の利用促進、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。
- ・ 東日本大震災による被災地の復旧・復興に伴う解体建築物からのアスベスト等の飛散・ばく露防止対策に注目されるとおり、災害時のリスクに対し、平時から対応を図っていくことも課題となってきます。

(2) 水環境（水資源を含む）

水は、大気中や地表、地下、海を地球規模で循環し、人間を含めた全ての生命を支えています。河川や海には、汚れをきれいにする自浄作用がありますが、その能力を超えると水が汚れ、人の健康や生活環境、産業、生態系にも悪い影響をおよぼします。

また、大地への降水が土壌に保水され、表流水や地下水と形を変えながら流下し、湖沼や海域に流入していく過程で大気中に蒸発して再び降水となるという、水循環が保たれています。

健全な水循環を確保し、きれいで豊かな状態で将来の世代に引き継いでいくことが大切です。

<環境の現状>

- ・ 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められています。
- ・ 各河川では、年々環境基準の達成率が良くなっていますが、一部の河川や湖沼などでは生活排水などの流入により、環境基準を超過しているところもあります。
- ・ 特に本市の北部を流れる馬踏川が流入する八郎湖の水質（COD）は、平成13年度以降改善の傾向にはあるものの、未だ環境基準を大幅に超えています。八郎湖は、平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、秋田県により「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」が策定され対策が進められています。
- ・ 地下水は、おおむね環境基準を達成していますが、一部に有機塩素化合物や硝酸性窒素などの汚染物質が検出されることもあります。

<市の取組>

- ・ 水質汚濁物質の発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定の締結に基づく指導を行っています。
- ・ 生活排水も水質汚濁物質の発生源として大きな割合を占めていることから、地域特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの整備を進めています。
- ・ 秋田市水道事業基本計画に基づいて、水道事業の計画的な推進を図るとともに、定期的に地下水の水質調査を行っています。

<今後の課題>

- ・ 環境基準を既に達成している河川や湖沼について維持・向上に努めていくとともに、達成していない河川等での水質改善を図ることが課題です。
- ・ そのために、水環境の調査を継続するとともに、工場や事業場に対する対策を継続することが必要です。また、生活排水処理や水資源の保全に対する市民等の意識啓発を図る必要があります。
- ・ さらに、平成26年7月に施行された水循環基本法を受けて、健全な水循環の維持、回復に向けた取組を進めることが必要です。

(3) 生活環境（騒音、悪臭、化学物質）

人の健康や生活を守るための前提として、大気環境及び水環境にくわえて、騒音や悪臭、化学物質などにかかわる生活環境を確保していくことが不可欠です。

また、豊かな音風景やかおり風景を感じられる快適なまちをつくっていくことが大切です。

<環境の現状>

- ・ 騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業、飲食店営業や家庭生活などさまざまなものがあります。
- ・ 道路交通騒音については、昼夜とも環境基準を達成していない地点がありました。また、道路端から 50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値を比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を実施したところ、環境基準を達成していない地区がありました。
- ・ 悪臭は、工場や事業場を発生源としたり、近隣間で発生したりする場合などがあり、人による感じ方の違いもあることから、適切な対策を検討していく必要があります。
- ・ 科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、様々な化学物質が製造・使用され、様々なところで環境中へ排出されています。多種多様な化学物質の中には、その性状、環境への排出量により、生活環境、人の健康、生態系に多大な影響を及ぼす可能性を有しているものもあります。

<市の取組>

- ・ 道路交通に伴う騒音・振動、一般環境における騒音の実態とその推移を把握するために、定期的に調査を行っています。
- ・ 法令や条例に基づき、工場・事業場、建設作業などの事業活動における規制の遵守を指導しています。

<今後の課題>

- ・ 法令や条例に基づく騒音・振動など生活環境の保全に関わる規制の遵守を引き続き実施していくことが必要です。
- ・ 騒音、振動や悪臭問題の解決には、沿道対策の実施など、まちづくりのあり方までを含め、地域の実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

(4) 自然環境

秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日に映える日本海、紅に染まる太平山、白鳥の訪れる雄物川と、四季折々の美しさが際立つまちです。このような秋田市の自然環境は、次世代へと引き継ぐべき市民共有の財産といえます。

人間と自然との健全な共生を確保していくためには、「自然環境の保全」と「環境資源の活用」の両方の視点から、調和の取れた施策展開を図っていくことが必要です。

<環境の現状>

- ・ 市の西部には日本海が広がり、長い海岸線に沿ってクロマツの砂防林が造成されています。東部には、太平山等の山地および丘陵地帯が広がっています。東部から西部に向けて、雄物川、太平川、旭川、猿田川、岩見川等が流れ、下流には秋田平野が広がり、肥沃な生産力の高い土地となっています。
- ・ 動植物は、太平山一帯にブナやスギなどの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるニホンカモシカや亜高山帯に生息する鳥類など野生生物の貴重な生息地となっています。また、旭川、新城川沿いにはシロヤナギやケヤキなどの自然植生が分布しています。
- ・ 本市の多様な地形や多様性に富んだ環境には、女潟の植生や、臨海大橋付近のサギ類の集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生などが見られます。
- ・ 秋田市自然環境保全条例に基づく市民活動計画は、5団体の活動が認定されています（平成28年7月現在）。

<市の取組>

- ・ 平成16年度に実施した旧秋田市域自然環境調査結果を基に自然環境の経年変化等を把握するため、専門家によるアドバイスを受けながら、モニタリング調査を実施しています。
- ・ 秋田市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地区指定、市民等との協働による「自然環境保全市民活動計画」、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮などの制度を設けています。
- ・ 都市・農村の交流を促進したり、自然と人との交流を深めたりする事業を行うことで、自然に親しむ機会を設けています。

<今後の課題>

- ・ 生物多様性の確保に重要な役割を果たしている自然環境の重要性に対する認識を深めるとともに、多様な野生生物の現況を把握し、生息・生育環境の保全、持続的な利用を図っていくことが必要です。
- ・ 自然の大切さへの理解を深めるため、都市部と農山漁村との交流や、自然を背景とする歴史・文化に親しめるような、場・機会を充実させていくことが必要です。

(5) 身近な自然

市民にとって最も身近な自然との関わりは、街の中を流れる川や公園、街路樹や各家々の庭などです。これらは見る人にうるおいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、生物の生息場所、空気の浄化や防音、防災などの役割を果たしています。さらに、これらの身近な自然と調和のとれた街並みは、景観的にも美しい都市生活空間を与えてくれます。反面、冬期間の雪や凍結・強風など、避けることができない自然の厳しさとの関わりもあります。

快適で緑豊かな都市環境を形成していくため、緑や水辺の保全・創出、地域の特色をいかした景観づくりを進めていくことが大切です。

<環境の現状>

- ・ 本市の公園緑地としては 263 箇所、2, 121. 88ha が都市計画決定されており、明治 29 年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉瀉公園などが開設済みであり、平成 27 年度末で 208 箇所、611. 62ha となっています。現在、市民一人当たりの公園面積は、19. 37 m² となっており、全国平均の 10. 2 m² (平成 27 年度末現在)、国の標準目標面積 10 m² を上回っています。

<市の取組>

- ・ 「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」(平成 14 年 7 月制定) に基づき、「秋田市都市緑化の推進に関する条例」や「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、市民・事業者・市の共通の認識のもと、優れた緑を守るとともに、緑豊かで魅力ある都市空間を創り、育てていく取組を進めています。
- ・ また、都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設及び民有地の緑化の推進を図るための施策展開や取組の基本的な方向性を示す「秋田市緑の基本計画」を平成 20 年 3 月に改定し、都市緑化の推進を図っています。
- ・ 秋田市都市景観条例に基づき、景観づくりの方針や市民の景観づくりに対する取組の推進を図る秋田市景観計画を策定しています。
- ・ 第 6 次秋田市総合都市計画を策定し、「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」をまちづくりの基本理念とし、低炭素型まちづくり、緑豊かなまちづくりなどを目指した取組を進めています。
- ・ 「雪と向き合うまちづくり」については、秋田市ゆき総合対策基本計画(平成 25 年 10 月)に基づき、市民生活の安全安心を確保するための総合的な取組を推進しています。

<今後の課題>

- ・ 既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を進めていく必要があります。
- ・ また、民間施設や各家庭での植樹などにより、公園以外の緑地の確保も進めていく必要があります。

(6) 自然の公益的機能

私たちの暮らしは、きれいな空気、豊かな水、食料や資材をはじめ、自然が持つ防災・減災機能、自然の上に成り立つ生活文化やレクリエーションなど、自然からの恵みに支えられています。

自然の持つ公益的機能の維持・向上を図りながら、自然環境の適切な保全と活用を図っていくことが大切です。

<環境の現状>

- ・ 秋田市の森林面積の割合は、県林業統計書によると市域の約7割を占め、その内訳は、国有林がおおむね4割、民有林が6割となっています。
- ・ 本市における農地面積は、2010年世界農林業センサスによると市域の8.5%となっており、平成12年と比較すると、平成22年の面積は8.0%の減少となっています。農地のうち耕地（田および畑）の面積は、過去10年間で、田耕地で1.6%の減少、畑地で14.4%の減少となっています。減少の理由は、主に宅地等への転用で、特に市街化区域内での移動が顕著でした。市街化区域内には、全面積の3.3%にあたる約300haの耕地が残存しており、今後とも都市化の進展に伴って宅地等への転換が進むものと予想されます。
- ・ 本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。また、海岸の随所で釣りを楽しむ市民の姿が見られます。

<市の取組>

- ・ 自然の有する多様な公益的機能を適切に保全するため、森林において一定の間伐や除伐を実施したり、農業振興地域内の農用地面積を一定割合以上確保したりするため、生産基盤の整備等を実施しています。適切な森林の管理のため、一定の間伐に対する補助を実施し、二酸化炭素吸収量を確保しています。
- ・ 農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、活動に対する支援を行っています。
- ・ 海の公益的機能を保全するため、海水浴場や海域等で水質調査を行い、安全の確保に努めています。

<今後の課題>

- ・ 森林の有する多様な公益的機能を維持していくためには、森林資源の健全な育成を通じた森林の保全が課題です。林業の経営状況が厳しい状況の中で、生産基盤の整備による作業効率化をしながら、除伐や間伐などの森林整備を進めるとともに、市民等の森づくりへの参加や森林所有者との協働による森林の維持保全を図ることが必要です。
- ・ 農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と活用も必要となっています。
- ・ 持続可能な資源の利用の観点から、沿岸漁業における水産資源の維持・増殖を図り、漁獲量の安定化を図っていくことも必要です。

(7) 歴史的・文化的環境

私たちの秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育み、成長し発展してきました。有形・無形の歴史的・文化的な遺産を将来の世代に適切に継承するとともに、歴史や文化を生かしてまちづくりにつなげていくことが大切です。

<環境の現状>

- ・ 秋田市は、奈良時代から平安時代にかけて東北地方日本海側の地方官庁として秋田城、中世には湊城が築かれ、政治・軍事・文化の中心地となりました。近世には佐竹氏 20 万石の城下町として栄え、明治以降も秋田県の行政、経済、文化の中心地として、また、日本海沿岸の中心都市として繁栄してきました。このため市内には、秋田城跡の清水公園、久保田城跡の千秋公園など歴史と伝統のある多くの史跡、文化財等を有しています。
- ・ また、全国に先駆けて秋田市文化振興条例と秋田市文化振興基金条例を制定し、文化の視点に立った郷土のまちづくり、文化施設の整備、文化遺産の保存に努めています。平成 28 年 4 月 1 日現在、285 件（国指定 23 件、県指定 105 件、市指定 157 件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や、図書館や公民館等の社会教育施設も整備されています。
- ・ さらに、本市には多くの祭りや伝統行事などがありますが、竿燈まつりには 140 万人以上もの観光客が集まり、地域の活性化や経済効果をもたらす可能性を有しています。これらは、地域の支えや環境の整備があつてこそ続けていけるものでもあります。

<市の取組>

- ・ 文化財の保護・活用の取組を進めるとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため市民参加のもと文化財イラストマップを作成しています。
- ・ 郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています。

<今後の課題>

- ・ こうした地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源でもあります。このことから、周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

(8) 廃棄物

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化に伴う温室効果ガスの排出量増加に起因する地球温暖化など、様々な環境問題に対する取組が求められています。

また、減量化のための施策となる発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rのうち、特に優先順位の高い2R（リデュース、リユース）について重要な課題としてとらえ、適切に対応していくことが必要です。

<環境の現状>

- ・ 家庭系ごみの排出量は、平成15年度以降減少に向かっていましたが、その後横ばい傾向が続いたことから、より一層の減量を図るため、平成24年7月から家庭ごみの有料化を実施しました。有料化導入後は、市民等の協力により、家庭ごみ排出量が減少しました。
- ・ 事業系ごみについては、計画的に事業所への訪問指導や多量排出事業者に対する減量等計画書の提出等を求めて減量の取組を促進しています。

<市の取組>

- ・ 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）に基づき、廃棄物処理法における廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再利用等の循環型社会を構築していくため、様々な取組を行っています。
- ・ 廃棄物処理施設としては、秋田市総合環境センターとして、熔融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。し尿処理施設については老朽化した施設を改修し、平成25年から秋田市汚泥再生処理センターとして運営しています。

<今後の課題>

- ・ ごみの出ないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進していくために、市・事業者・市民が主体的に取り組み、連携を深めていくことが必要です。
- ・ 家庭ごみについては、資源化物として分別できる紙類の混入や、使い切れずに排出される食材が混入されていることから、ごみ減量に関する周知・啓発を一層促進し、市民の減量意識の向上を図ることが必要です。
- ・ 事業系ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。
- ・ フリーマーケットの利用やリターナブルびんに代表される繰り返し使用可能な容器を積極的に用いるなど、使い捨て型ライフスタイルから転換を促していくことが必要です。
- ・ PCB廃棄物特別措置法施行令で定める処理期限（2027年3月）までに確実にPCB廃棄物の処理を進める必要があります。
- ・ 水銀含有廃棄物の廃棄や、建材が使用されている建物の解体に伴い発生する石綿含有廃棄物の廃棄は、今後も続く見込まれることから、適正処理の取組を強化していく必要があります。

(9) エネルギー（地球環境問題〔地球温暖化対策〕を含む）

地球温暖化は、石油、石炭などの化石燃料の大量消費や森林伐採などの人間の活動などに伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが急速に増加し、人類の活動や地球の生態系に影響及ぼす深刻な問題です。

より良い環境を将来の世代に引き継ぐため、これまでの生活様式や事業活動のあり方を転換し、低炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

<環境の現状>

- ・ 地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響として、農業や生態系などへの影響、熱中症など健康被害の発生、短時間での強雨による洪水、土砂災害などとの関係性が指摘されています。
- ・ 2012年度の市域の温室効果ガス総排出量は389万6千トン-CO₂で、2005年度（366万7千トン-CO₂）と比較すると、22万9千トン-CO₂（6.2%）の増加となっています（1990年度比では33.4%増）。温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素については、産業部門からの排出量が最も多く、基準年度（2005年度）の排出量に比べても増加傾向にあります。
- ・ 本市においても、年平均気温は上昇傾向を示しているほか、猛暑日の増加、真冬日の減少といった気象の変化や、サクラ（ソメイヨシノ）の開花日の早まりやカエデの紅葉日の遅れなど、地球温暖化の影響と考えられる変化が見られています。

<市の取組>

- ・ 本市では、秋田市地球温暖化対策実行計画（平成28年3月）に基づき、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。
- ・ 再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化防止と市民の環境意識の高揚を図るため、太陽光発電システムおよび木質ペレットストーブの設置費の一部補助を行っています。
- ・ 秋田市の地域特性を生かし風力発電や太陽光発電、木質バイオマスや地中熱の利用施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備し、平成26年10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」の認定を受けました。
- ・ 平成23年4月から、「ITの高度利用を通じたまち全体のエネルギー使用効率の最適化」を柱とし、地元経済の活性化やCO₂の削減などの課題解決を目指す「あきたスマートシティ・プロジェクト」に取り組みました（平成28年3月に終了）。引き続き、複数の市有施設を包括するESCO事業の導入を進め、省エネルギー化を図ります。

<今後の課題>

- ・ 温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的利用をさらに推進するため、市民・事業者が一体となって省エネルギー設備・機器の導入促進や節電行動の徹底を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進していくことが必要です。
- ・ 気候変動による本市への影響が、起こり得るものとして、必要な適応策を立案、実施していくことが必要です。

(10) 環境保全活動

人と自然との健全な共生や、持続可能な経済社会システムの実現とそれに至るためのライフスタイルへの転換を促していくためには、環境教育・環境学習によって環境の現状やその変化について正しく理解した上で、さらに一歩進んで「実際に行動する」ことが求められています。

<環境の現状>

① 市民の日常生活での取組状況

- ・ 「秋田市環境に関する意識調査」によると、現在行っている取組は、「缶・ビン、新聞、雑誌などはリサイクルに出す」「ごみの分別収集に積極的に協力する」、「詰め替え式のものを買うようにする」などが7割を超えており、多くの市民がごみの分別、減量に取り組んでいます。「エネルギーの節約を心がける」も5割を超え、東日本大震災以降の節電や省エネルギーのための取組が継続されています。
- ・ 「将来行いたい取組」としては、「省エネルギー型家電製品を買う」、「エコマーク商品を買う(使う)」、「近くへは自動車を使わないようにする」、「不要品は譲り合う、バザーに出す」など、環境配慮型のライフスタイルへの志向がうかがわれます。

② 地域の環境保全活動への参加

- ・ 「秋田市環境に関する意識調査」によると、地域や町内会の清掃活動をはじめとする活動に参加したことがある市民は約6割に上ります。また、今後参加したいと思う市民を含めると7割を超えます。
- ・ この結果を、環境省が実施している意識調査(環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成25年度調査))の結果(地域の取組に参加している人38.0%)と比較すると、地域の環境保全に貢献する秋田市民の高い環境意識がうかがわれます。

<市の取組>

- ・ 家庭で省エネ・ごみ減量などを楽しみながら実践できる機会を提供するため、活動状況を市に報告してもらう「e-市民認定システム」を公開しています。平成26年6月からは、参加者が取り組んだエコ活動の実施状況に応じて、ポイントが付与され、貯まったポイントに応じてエコな賞品と交換できるシステムを導入しました。
- ・ 自転車通勤応援イベント「Bike to Work」の実施、「エコ通勤ウィーク」の設定、市職員へのエコ通勤の呼びかけなどを実施するなど、低炭素型のライフスタイルへの転換について啓発や情報提供などを行っています。

<今後の課題>

- ・ 環境保全活動は、子どもから大人までのあらゆる年齢層の市民が参加して行われることが重要です。
- ・ 個人や家庭、学校での活動から、地域全体での活動へ拡大することが必要であり、市民団体、NPO、企業等の参加と協力も必要です。

(11) 環境配慮対策

事業活動は、その業態や規模に関わらず、環境へ何らかの影響を与えています。自らの事業活動に伴う環境への影響を認識し、自主的・積極的に対策を講ずることができるよう、環境に関する情報の提供や啓発を進める必要があります。

<環境の現状>

① 事業者の事業活動での取組状況

- ・ 「秋田市環境に関する意識調査」によると、ISO140001 又はエコアクション 21 の認証取得、自社での環境監査の実施などの環境管理に取り組んでいることがわかりました。今後、こうした環境管理体制の検討を進めている事業者もあります。
- ・ 「将来行いたい取組」としては、「太陽光発電などクリーンエネルギーの導入」、「待機中のエンジン停止など、エコドライブの推奨」、「社内自動車の効率利用やエコカーへの転換」など、自動車に関する取組が比較的多く回答されました。

<市の取組>

- ・ 広報あきたや市政番組等による周知、事業活動における周辺環境への配慮を確保することで、環境に配慮したまちづくりを進めています。

<今後の課題>

- ・ 環境保全と地域経済の活性化が調和する形で、本市のまちづくりを進めていく必要があります。環境情報の共有、環境配慮に係る仕組み等を整備していくことが必要です。

(12) 環境教育・環境学習

環境の保全と創造のための取組を進め、人と自然が健全に共生する持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、様々な課題やその解決に向けて、自らの行動を変革していくことが大切です。

<環境の現状>

① 環境教育・環境学習

- ・ 「秋田市環境に関する意識調査」の結果から、環境の保全と創造の推進にあたり、学校での環境教育の推進が重要な施策であると期待されていることがわかります。
- ・ また、市民の環境学習を推進するためには、環境保全や環境活動に取り組む団体の役割も重視されていることがうかがわれます。
- ・ 現在、市立小中学校では、総合的な学習の時間に自然体験が行われています。また、環境教育をねらいとした活動として、学校農園や学校林等の緑化活動、川の水質汚濁、酸性雨等の調査活動、ごみの減量化やリサイクル、クリーンアップ活動が行われています。

② 協働取組

- ・ 平成13年7月に設立された秋田市環境活動推進協議会は、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図ることを目的とする団体です。市民、事業者、行政のパートナーシップのもと、環境美化やリサイクル推進、地球温暖化対策、環境学習などの活動を、協働して取り組んでいます。
- ・ 地球温暖化対策についての普及啓発の拠点として指定した「秋田市地球温暖化防止活動推進センター」では、市内の団体が中心となり、協働による地球温暖化対策の普及啓発のためのさまざまな事業を実施しています。
- ・ 地域における地球温暖化対策に関する活動をボランティアで行う、地球温暖化防止活動推進員が活躍しています（平成28年7月現在25名）。

<市の取組>

- ・ 本市では、市民等の環境学習を支援するため、小学生環境学習副読本を作成し、小学校4年生の児童全員に配布しています。また、市内の小中学校または秋田市民で構成される各種団体を対象に、自発的な環境学習を支援する職員派遣を行っています。

<今後の課題>

- ・ 環境教育・環境学習は、幼児から高齢者までの幅広い年齢層の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場、機会を通じて、総合的に推進されることが重要です。
- ・ そのためには、市民や事業者などの各主体が連携・協力して環境教育・環境学習を推進することや、協働による取組を実践していくことが期待されます。